5) 講義資料



令和3年度母子保健指導者養成研修事業

母子保健行政の動向



子ども家庭局母子保健課



本日の内容

- 母子保健行政のあゆみと施策
- 児童虐待防止に関する施策
- 主な母子保健事業
 - (1) 奸婦•産婦•乳幼児健康診查
 - (2) その他の母子保健事業



母子保健行政のあゆみと施策

- 児童虐待防止に関する施策
- 主点母子保健事業



我が国の母子保健行政のあゆみ

(背景) 高い乳児死亡率・妊産婦死亡率、妊婦の流産、早産、死産

1937年 保健所法の制定

1947年 厚生省に児童局設置 母子衛生課の新設 児童福祉法の制定

1948年 児童福祉法の施行、母子保健対策要綱の策定、予防接種法の制定・施行

1965年 母子保健法制定 (児童福祉法から独立)・施行(1966年)

(背景) ○乳児死亡率・妊産婦死亡率の改善

〇少子化・核家族化の進行・女性の社会進出による子どもを生み育てる環境の変化

1994年 <u>母子保健法の改正(基本的な母子保健サービスは市町村へ※平成9年4月施行)</u> 2000年 「健やか親子21」(2001~2010年)の策定一期間が2104年までとなる

2004年 不妊治療への助成事業の創設 「少子化社会対策大綱」、「子ども・子育て応援プラン」の策定

2012年 子ども・子育て支援法の制定

(背景) 〇晩婚化・晩産化、育児の孤立化などによる妊産婦・乳幼児を取り巻く環境の変化

2015年「健やか親子21(第2次)」(2015~2024年度)の策定 子ども・子育て支援法の施行

(背景) 〇児童虐待など子どもや家庭を巡る問題が多様化・複雑化する中、新たな子ども家庭福祉を構築 することが喫緊の課題に

2016年 児童福祉法等の一部改正(平成29年4月1日施行)

※児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化

※母子健康包括支援センターの全国展開 2018年 成育基本法(略称)の成立(令和元年12月1日施行)

2019年 母子保健法の一部改正(産後ケア事業の法制化。令和3年4月1日施行)

母子保健法の概要 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにすると ともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保 健の向上に寄与することを目的とする。

2. 定 義

妊産婦・・・妊娠中又は出産後1年以内の女子 幼 児・・・満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者

児・・・1歳に満たない者

新生児 出生後28日を経過しない乳児

3. 主な規定

1. 保健指導(第10条) 市町村は、妊産婦等に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は保健指導を受けることを勧奨しなければ ならない。
2.健康診査(第12条、第13条)
市市村は1億6か月児及び3歳児に対して健康診査を行わなけ
は任むさな)

ればなない。 上記のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児者しくは 幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧 男しなければならない。 3. 妊娠の周出(第15条) 妊娠した者は、速やかに市町村長に妊娠の届出をしなければならない。

ない。

4. <u>母子健康手帳(第16条)</u>
市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

5. 好産婦の訪問指導等(第17条) 市町村長は、銀幣等の協議に基づき、好産婦の健康状態に応い親長を断定さる必要保健指導を行い、診療を受けることを執続するものとする。

6. 産後ケア事業(第17条の2) 市町村は、出産後1年を経過しない女子及び乳児の心身の状態 に応じた保健指導、接養に伴う世緒又は育児に関する指導、相 総その他の発明で後分アンを必定する出産後一年を認過した い女子及び乳児につき、産後ケア事業を行うよう努めなければな

りない。 ※令和3年4月1日旅行予定

7. 低体重児の届出(第18条) 体重が2,500g未満の乳児が出生したときは、その保護者は、 速やかに、その旨をその乳児の現在地の市町村に届け出なけれ 速やかに、そ ばならない。

養育医療(第20条)

9. 母子健康包括支援センター(第22条) 市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センター(子) 包括支援センター)を設置するよう努めなければならない

成育基本法の概要

「成商過程にある者及びその保護者並びに好産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(平成30年法律第104号) 平成30(2018)年12月14日公布

法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊敬が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施集に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の<u>責務等を明らかにし、</u>並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する<u>施策の基本となる事項を定めること</u>により、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための<u>施策を総合的に推進する。</u>

○国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務

○関係者相互の連携及び協力

○施策の実施の状況の公表 (毎年1回)

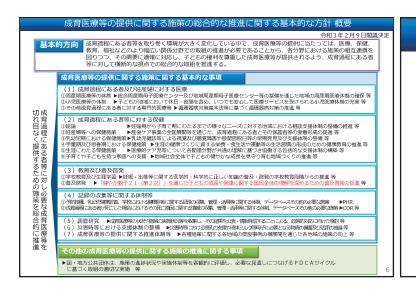
○成育医療等基本方針の策定と評価 ※開議決定により策定し、公表する。 ※少なくとも6年ごとに見置す

○成育医療等協議会の設置 ※厚生労働省に設置 ※委員は厚生労働大臣が任命 ※組織及び運営に関し必要な事項は政令で定める。

○都道府県の医療計画その他政令で定める計画の作成の際の 成育医療等への配慮義務(努力義務)

○法制上の措置等

公布から一年以内の政令で定める日(令和元年12月1日)

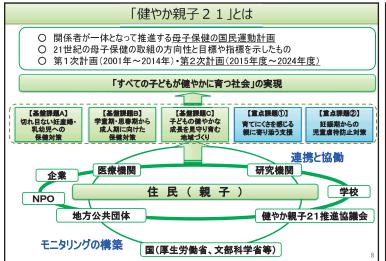


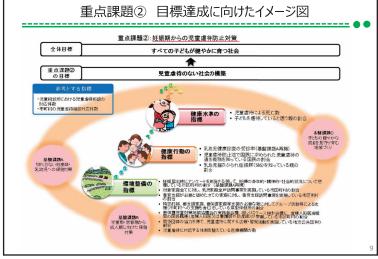
成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針 児童虐待防止に関連する記載

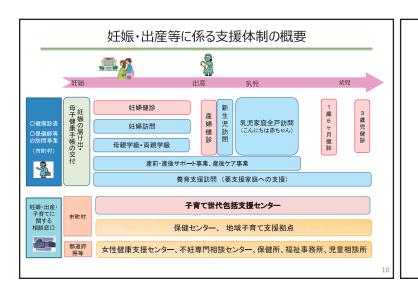
◆ 悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげることはもとより、児童虐待の予防や早期発見に資するよう、若年妊婦や特定妊婦の把握及び支援、妊産婦健診の未受診者への受診の勧奨等を推進する。

乳幼児健診の未受診者及び受診後の経過観察、精密健康診査、処置 又は医療等が必要な者の早期の把握及び支援を推進する。

- ◆ 様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉教育関係機関等 と連携した支援体制の構築を図る子どもの心の診療ネットワーク事業 を推進する。
- ◆ ギャンブル等依存症対策基本法(平成30年法律第74号)に基づき、 貧困や児童虐待等の社会問題を生じさせる場合がある<u>ギャンブル等依存症である者等やその家族に対する支援を推進</u>する。

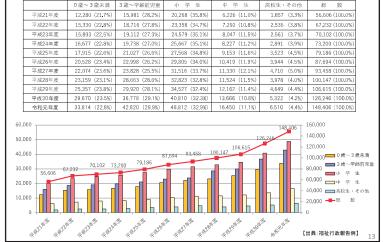






1 母子保健行政のあゆみと施策
2 児童虐待防止に関する施策
3 主な母子保健事業
(1) 妊婦、産婦、乳幼児健康診査
(2)その他の母子保健事業





虐待を受けた子どもの年齢構成の推移(市町村)

児童福祉法(児童虐待対応の関連部分)の概要 ※赤字箇所はR 1 改正法による改正

- ① 児童相談所の業務(第11~12条関係)
 児童相談所は児童及び好産婦の福祉に関する業務を行う 児童とその家庭に関する相談、調産、診断、判定、援助決定 在宅指導、児童福祉施設入所措置、星帳製託等

- ・一時代極 ・観取支援、第子経制に関する相談・援助・等 児童相談所に、①児童の時間、②医療多び保健師、③指導・枚育担当の 児童相談所は、①児童の時間、②医療多び保健師、③指導・枚育担当の 業務の質の評価を行うこと等により、当該業務の質の向上に努める
- ② 要支援児童・特定妊婦等に関する情報提供(第21条の10の5関係)
 要支援児童・特定妊婦等を発見した医療機関や学校等が、その旨を市町村に情報提供する努力義務

- 可に再称に戻す。2002年 3. 要保護児童の通告義務(第25条関係) 要保護児童を発見した者の適告義務 適告先:市町村、福祉事務所、児童相接所 ※受修譲児童(第6条の3市5時)、信義者のない児康又は保護者に監護させることが「適当であると認められる児童
- ④ 要保護児童対策地域協議会(第25条の2~第25条の4関係)○ 関係機関、関係団体等により構成される要保護児童対策地域協議会の設置義務(努力義務)
- 重報が(努力報称)要保護児童対策地域協議会の求めに応ずる努力義務協議の対象:要保護児童、要支援児童、特定妊婦
- ⑤ 市町村及び都道府長の設置する福祉事務所長の採るべき措置(第25 条の72-第25条の8関係) 適告を受けた児童等について、第27条の措置が必要と認める各等の児童相 銭所への送数

- ⑥ 児童相談所長の採るべき措置(第26条関係) 通告を受けた児童、若じくは市町村・福祉事務所長により送致を受けた児童等の都道府県知事への報告、児童福祉司の指導、市町村への送数等の措置

- ⑦ 都道府県の採るべき措置(第27条、第32条関係)◎ 都道府県の第26条の報告のあった児童等への措置
- 」 布迪村県の第20家立の歌音のめつた児童寺への相信 ・児童又はその保護者への訓戒又は錾約書の提出 ・児童又はその保護者への児童福祉司等による指導(市町村等へ委託可能) ・施設入所又は里親委託
- 家庭裁判所への送数○ 施設入所又は里親委託は、親権者又は未成年後見人の同意が必要
- ⑧ 親権者の同意が得られない場合の措置(第28条関係)○ 施設入所又は里親委託の同意が得られない場合は、家庭裁判所の承認を

- 施設入所又は建模委託の同意が得られない場合は、家庭裁判所の承認を 得く措置が同様 ・養庭教制所は全年以内(家庭裁判所の承認を得で更新可) ・養庭教制所は中立でがあった場合。措置に関する変の番判をする場合 審判前の動音を行い却下の審判をする場合において、保護者への指導措 国が指出であると認めるときは、その自を指述所料に助告
- 9 立入調査(第29条関係) 都道府県による第28条の措置を採るために必要がある場合の立入調査

- 都道伊州による東沿家の内護を採みたのに必要かある場合の立人財政 ⑩ 児童の一時程度(第33条)。第3条の2間程。
 ① 児童の尊全の迅速な確保や状況の把握のため、児童相談所長による必要 があると認めるとさか。一時程度 の一時程度の期間に2か月以何、更新可 2 か月を加えて一時保護を行うことが報信者又は未成年後見人の同意を得 られない場合は家庭裁判例の形態が必要
- ① 児童相談所長の親権喪失の書判等の請求(第33条の7関係) 児童双は児童以外の第20歳に満たない。等(以下「児童等」という。)の戦権裏 失、親権停止害しくは管理権要失の審判の請求又はこれらの審判の取り消し の訴求は、児童相談所長も行うことが可能
- 10. 児童相談所長の未成年後見人選任の請求等(第33条の8~第33条の 9盟係) 児童相談所長は、観権者のない児童等について、福祉のために必要がある 場合は、家庭教判所に未成年後見人の選任請求が必要

- | 割削(1条64条の5間係) | 第29条の規定による立入調査を拒否した場合や虚偽の答弁を行った場合等には、50万円以下の罰金

児童虐待の防止等に関する法律の概要 (平成12年法律第82号)

※下線部は令和元年改正法による改正部分(令和2年4月1日施行)

児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えること等にかんがみ、児童に対する虐待の 禁止、児童信待の予防及び早期発見等に関する国友だほから公共団体の責務、児童信告を受けた児童の保護及び巨立の支援のための措置等 を定めることにより、児童信件の防止等に関する施除を促進し、児童の権利引益の帰還に賞することを目的とする

身体的虐待:児童の身体に外傷が生じるおそれのある暴行を加えること等

: 児童にわいせつな行為をすること等

ネグレクト: 保護者としての監護を著しく怠ること等 心理的虐待: 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと等

通告を受けた市町村、福祉事務所による**早期安全確認の義務** → 必要に応じて児童相談所への送教等

- 児童虐待の防止等に必要な**体制の整備** 人材の確保、資質向上のための研修
- 広報啓発活動

-)学校、児童福祉施設、病院等の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士等における、児童虐待の**早期発見の努力義務 及び児童を受けたと思われる児童についての秘密保持義務**※令祀元本達により、秘密保持を場所

 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者に対する、市町村又は児童相談所等への**通告義務**※中広は今近において、前年を対けたと思われる児童が第二面は、海市広布神科を直加
- 児童虐待等の通告を受けた者の秘密保持義務

安全確認の義務 (第8条関係)

- 通告等を受けた児童相談所による早期安全確認の義務 ※平成19年改正において、安全確認の義務化 → 必要に応じて一時保護又は市町村へ送致等

- 児童虐待が疑われる場合、保護者に対する児童を同伴した出頭要求

- 7年展開けが扱いれる場合の立人機管 ・歴皇帝侍が疑いれる場合の立人調査 立入調査を拒み、児童虐待が疑いれる場合の**臨後・捜索** ※中私は守衛正により、品種を表なり毎様・捜索を制度は ※中経は守衛正により、品種を表なり毎様・建築を制度は ※中経は守衛正により、職者・衛等共産を勘索に「田辺御求を経ずに高利所の許可状により、最後勝索が可能)

- 保護者について指導を行う場合は、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行う努力義務
- 児童信待を行うた保護者に対する指導を受ける義務 → 指導を受けない場合、都道府県知事による勧告 勧告に従わない場合には、必要に応じて一時保護、施設入所等の措置、親権停止・喪失等の請求
- 一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずる
- 児童虐待を行った保護者に対する**面会・通信制限、接近禁止命令**

※平成19年改正にて、接近禁止命令を制除化 ※平成29年改正にて、接近禁止命令を行うことができる場合を、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置にも拡大(平成30年 4月 2 日施行)

- 施設入所等の措置解除の際の児童福祉司等の意見の聴取及び保護者に対する指導効果や児童虐待の予防措置の効果、家庭環境の勘案
- 施設入所等の措置解除の際の保護者に対する親**子再級合の促進**、児童か家庭で生活することを支援するために必要な助言 施設入所等の措置等を解除するとき等は、児童の安全の確認を行うとともに、**保護者への指導、助言**等必要な支援の実施 児童虐待を受けた者の**教育の改善・充実、自立支援のための施策の実施**

地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校等並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員 学校の歌鹿員等は、市町村長、児童相談所長等から、児童虐待に係る児童等の資料又は情報の提供を求められたときは、**必要かつ相当な** 範**囲で退伏が**がま

親権者は、児童のしつけに際して、体罰を加えること等により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮する

- 接近禁止命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 施設入所等の措置解除の際の助言に係る事務の受託者が、守秘義務に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ※平成28年改正により守秘義務に違反した場合の罰則を追加

母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について(通知)

平成30年7月20日 子母発0720第1号

- (1) 母子保健施策 を通じた虐待の発生予防

 平成28年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」 (平成28年法律第63号) により改正された児童福祉法において、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる始化等を図るため、子育で世代包括支援センター (母子保健法 (昭和40年法律第141号) では「母子健康包括支援センター」が法定化された。

 妊娠の届出や乳幼児健康診査等は、市町村が広く妊産帰等と接触する機会となっており、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなけるなど、児童虐待の予防や早期発見に貪するものであることに留意することが、母子保健法上も明確化され(同法第5条第2項)、母子保健施策と児童虐待防止対策との連携をより一層強化することとされた。

2. 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

- (1) 母性、乳幼児の健康診査及び母子保健指導実施 (2) 子育て世代包括支援センター (3) 妊娠等に関する相談窓口の設置・周知 (4) 各相談窓口での対応

3. 養育支援を必要とする家庭の把握及び支援

- 特定妊婦への支援
- (1) 有足以外に公文後 (2) 乳幼児健康診査、予防接種を受けていない 家庭等への支援 (3) 育児不安等を抱える保護者への支援 (4) 要支援児童等に関する情報提供

- 4. 関係機関の役割と連携強化
- 医療機関(産婦人科、精神科、小児科、歯科等 診療所及び助産所)
- 医療機関 (産婦人科、相称の病院、診療所及び助産所地方自治体 児童福祉施設(助産施設)

5. 広報・周知啓発の徹底

- (1) 虐待予防に向けた広報・啓発、若年者等に向けた養育や虐待予防に資する知識の普及
- (2) 国民運動健やか親子 21 (第2次)

乳幼児健康診査未受診者等の発育状況等の適切な把握

令和2年1月31日 子母発0131第7号母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について(通知)より抜粋

市町村の母子保健担当部署は、乳幼児健康診査未受診者等への受診勧奨 を継続するとともに、身長や体重の推移が不明な乳幼児については、乳児 家庭全戸訪問事業等の保健福祉サービスの機会を通じて<u>速やか(</u> <u>や発育状況等を確認</u>すること。その際、当該家庭にきょうだいがいる場合は、<u>きょうだい児の状況把握</u>等も行うこと。

確認の結果、発育曲線の傾きの変化がいびつであるなど、養育不全の兆 候が疑われる場合には、虐待のおそれが想定されるため、速やかに虐待対 応部署と連携・情報共有すること。

- 市町村の母子保健担当部署が、発育の経過を把握するにあたっては、体 重の増加不良などの乳幼児期の気になる兆候を正確な計測と目視による確 <u>認により評価</u>し、その後の<u>保健指導や支援に反映</u>すること。
- 市町村の母子保健担当部署は、乳幼児健康診査未受診者等に対して、受 診勧奨の期間や受診勧奨に応じない場合の関係機関との連携・協力体制な どの具体的なフロー図を作成するなど、組織として対応すること。

要保護児童対策地域協議会におけるモニタリング体制の構築

令和2年1月31日 子母発0131第7号母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について(通知)より抜粋

- 合理的な理由なく乳幼児健康診査の受診勧奨に応じない家 庭は、虐待のリスクも高いと考えられることから、未受診の 理由や背景が把握できない家庭に関して、要保護児童地域対 策協議会(以下「要対協」という。) において、関係機関か <u>らの情報を共有</u>し、支援方針を協議する必要があるため、地 域の関係機関の協力を得て養育状況を把握するためのモ <u>リング体制を構築</u>すること。
- 要対協では、モニタリングによる結果を踏まえ、事案の危 険度や緊急度の判断、主たる支援機関、関係機関の役割分担、 支援方法などを適時適切に協議すること。

市町村職員の専門性強化のための研修の実施

令和2年1月31日 子母発0131第7号母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について(通知)より抜粋

- 都道府県は、市町村職員等を対象として、乳幼児健康診査 や妊婦健康診査の受診勧奨に応じない子どもとその家族への 対応についての<u>アセ</u>スメン レトカの向上等を図るため、母子保 健施策を通じた児童虐待防止対策に資する模擬事例を用いた 演習等による研修を実施すること。
- 研修の実施に当たっては、虐待対応部署とともに母子保健 担当部署も含めて支援に携わる職員が幅広く参加し、虐待に 関する認識を深めること。

児童虐待防止医療ネットワーク事業 1. 事業日的 内容 ※「児童虐待・DV対策等総合支援事業」のメニューとして実施 分損等総合支援要素。(10.70元-1元にいいか、 ・ 特別を発表しておける。 新国東上洋馬大学医学即帰属的医 新国東上洋馬大学医学即帰属的医 が主集・海軍展小が原機性医療合センター 安知県、おいか、1978度性医療給仓センター 安加県、おいか、1978度性医療給仓センター 大阪庁・支に主義を選挙によった。 新川、四国にといきだらの原センター 福岡東、国国にといきだらの原センター 福岡東、福田、ビルギは、日本の原・ 地の市、地の中の原・ 地の市、地の中の原・ 北の市、北川・ 北の市、北川・ 北の市、北川・ 北の市、北川・ 北の市、北川・ 北の市、北川・ 北の市、北川・ 北の市、北川・ 北の市、 北の市 北の市、 北の市、 北の市 児童運得の相談件級打工・イ理加いくのソ、リンズの表現等(SDRIPD/T 同ごにものメテルシェリュ 扱わせる子どもの受診も多い。しい、医療機関においては知識や経験が不一分だったり、組織的 対応の体制がない場合もあり、十分に対応ができていない状況である。このため、地域医療全体で 児童運得等法は制を整備することを目的とする。 児童虐待がI体制を整備するいたを100%に、児童虐待専門コーディネータを配置し、地域の医療機関に対する研修、助言等をイル地域の児童虐待対応体制の整備の底上げを図る。また、当該中核病院における児童虐待対応体制の整備を図る。 2. 実施主体 都道角県、指定都市 3. 補助率 国1/2(都道角県・指定都市1/2) <児童虐待防止医療ネットワーク事業の体制>

相談·助言等 相談·助言等 看護師 (MSW等 各科の医師 臨床心理 技術者 連携 連携 事務職員

<児童虐待専門コーディネーターの具体的な役割>

①地域の医療機関からの児童虐待対応二関する相談への助言等 地域の医療機関で児童虐待の医学的中間医、保護者との様に方等の対応に送 う事例があった場合の相談を受け、電声系がこいて助宣を行う。 教急撤送での対応事例について、地元の医療機関にフィーハックを行う。

或の医療機関において、児童虐待対応ができる体制整備のための 変<mark>音研修</mark> 都道府票等と協力し、児童虐待の教育研修を企画・運営し、地域全体の児童 虐待助止対応能力向上を図る。 医学的所見等についての虚例検討会を企画し、児童虐待の早期発見、支援

医学的所見等につい を行う体制を整える。

③拠点病院における児童虐待対応体制を整備 院内に児童虐待対策委員会(仮)を組織し、児童虐待対応マニュアルを作成す

る。 委員会を開催し、医学的所見や本人や保護者等の情報等を共有し、対応方 針 役割分担を決定するなど、児童虐待対応の整備を図る。

母子保健行政のあゆみと施策

- 主な母子保健事業
 - (1) 妊婦・産婦・乳幼児健康診査



妊婦健康診査について

児童相談所

○ 母子保健法第13条(抄)

・ 市町村は、必要に応じ、好産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

妊婦が受診することが望ましい健診回数

- 「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」(平成27年3月31日厚生労権 妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで : 4週間に
- 妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで :4週間に1回 妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで :2週間に1回
- 妊娠36週(第10月)以降分娩まで 1週間に1回 (※ これに沿って受診した場合、**受診回数は14回程度**である。

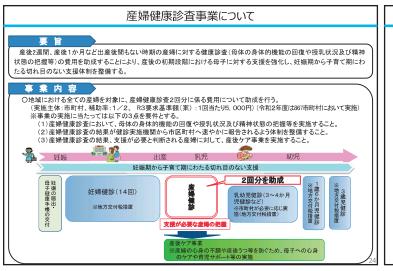


公費負担の現状(平成30年4月現在)

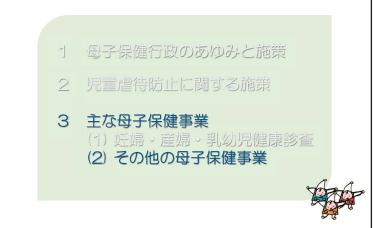
- 公費負担回数は、全ての市区町村で14回以上実施 ※多胎妊婦について 里帰り先での妊婦健診の公費負担は、全ての市区町村で実施 助産所における公費負担は、1,736の市区町村で実施(1,741市区町村中) ※多胎妊婦については追加補助あり

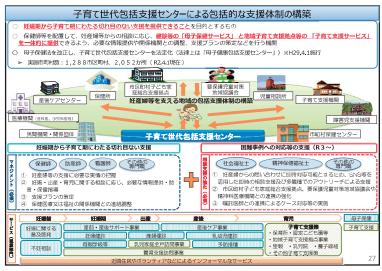
- 平成19年度まで、地方交付税措置により5回を基準として公費負担を行っていたが、妊婦の健康管理 の充実と経済的負担の経滅を図るため、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、平成20年度第2次補正予算において妊婦健康診査支援基金を創設して公費負担を拡充。 〇 平成22年度補正予算、平成23年度第4次補正予算により、積み増し・延長を行い公費負担を継続。
- (実施期限・平成24年度末まで)
- 平成25年度以降は、地方財源を確保し、残りの9回分についても地方財政措置により公費負担を行う

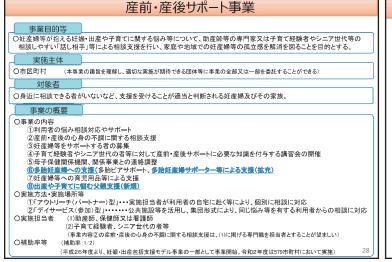
こととした

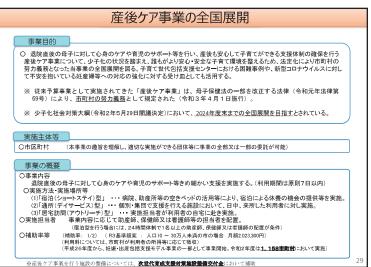


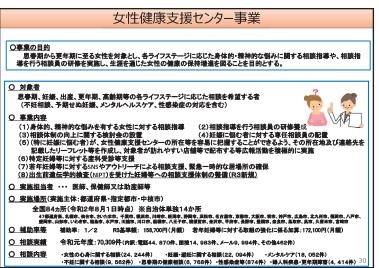


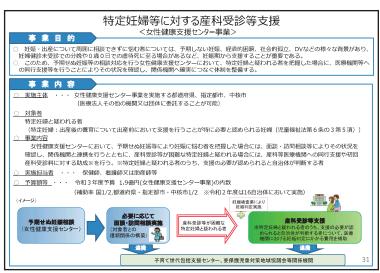


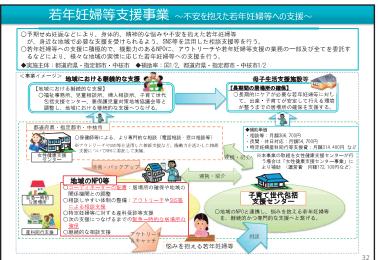


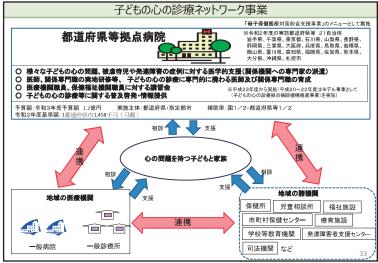














母子保健指導者養成研修の今後の予定

ご清聴ありがとうございました。

皆さんで、子どもが健やかに育つ社会を築くための取組です。

厚生労働省ではすべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、 関係者と一体となって「健やか親子21」を推進しています。

妊娠中から子育で中の親子とそのご家族が、自らの健康に関心をもち、 学校や企業等も含めた地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守ると ともに、子育て世代の親を孤立させないよう温かく見守り支える地域づ くりをすることを目指しています。

